

佐倉市条例第 号

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（昭和40年佐倉市条例第26号）の一部を
次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。